

令和4年度財政援助団体等監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

目黒区監査委員監査基準に準拠して行った監査の内容は以下のとおりである。

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の対象

財政援助団体等監査実施選定基準（平成23年10月31日 監査委員決定）に基づき、次の（１）～（５）に掲げる19団体（重複があるため実数は14団体）における令和3年度の事業を対象とした。

併せて、財政援助団体等に対する連絡調整、補助金等交付及び指定管理に係る委託料支出等を担当する課（地区サービス事務所を含む。）における3年度の当該事務の執行及び指導監督の事務を対象とした。

（１）出資・出えん、補助等及び公の施設の管理の委任を行っている団体：1団体

監査実施対象団体	出資金等	3年度補助金等	所管課
公益財団法人 目黒区芸術文化振興財団	出えん金 2億円	本部・文化ホール・美術館人件費・事業費補助 1億7,993万円	文化・交流課

注：補助金等の額は万円未満の切捨てにより表示した。以下の表も同じ。

（２）出資・出えん及び補助等を行っている団体：1団体

監査実施対象団体	出資金等	3年度補助金等	所管課
公益財団法人目黒区 勤労者サービスセンター	出資金 1.82億円	人件費・管理運営費・事業費補助4,039万円	産業経済・消費生活課

（３）補助等及び公の施設の管理の委任を行っている団体：4団体

監査実施対象団体	3年度補助金等	所管課
公益社団法人目黒区 シルバー人材センター	人件費・管理運営費・事業費補助6,358万円	高齢福祉課
烏森住区住民会議	団体活動への補助 57万円	北部地区サービス事務所

監査実施対象団体	3 年度補助金等	所管課
下目黒住区住民会議	団体活動への補助 32 万円	東部地区サービス事務所
大岡山西住区住民会議	団体活動への補助 23 万円	西部地区サービス事務所

(4) 補助金等交付団体：3 団体

監査実施対象団体	3 年度補助金等	所管課
特定非営利活動法人 ハートフル翔	[ワークイン翔] 障害福祉サービス推進事業補助 1,668 万円	障害施策推進課
株式会社 ポピンズエデュケア	[ポピンズナーサリースクール洗足] 保育士等キャリアアップ補助、保育 サービス推進事業補助、保育従事職 員宿舍借上げ支援事業補助、保育所 等賃借料補助事業補助、保育士・幼 稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補 助、保育所等における新型コロナウ イルスの感染拡大防止対策事業補助 3,587 万円	保育課
株式会社 アイ・エス・シー	[ウィズブック保育園東が丘] 保育士等キャリアアップ補助、保育 サービス推進事業補助、保育従事職 員宿舍借上げ支援事業補助、保育所 等賃借料補助事業補助、保育士・幼 稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補 助、保育所等における新型コロナウ イルスの感染拡大防止対策事業補助 5,673 万円	保育課

(5) 公の施設の指定管理者：10団体

監査実施対象団体	監査対象施設	指定期間	所管課
株式会社コンベンションリンクージ	中小企業センター 勤労福祉会館	平成31年4月 ～令和6年3月	産業経済・ 消費生活課
公益財団法人目黒区 芸術文化振興財団*	文化ホール 美術館	平成31年4月 ～令和6年3月	文化・交流課
株式会社オーエンス	駒場体育館、駒場プール、駒 場庭球場・ゲートボール場	平成30年4月 ～令和5年3月	スポーツ振興課
ミズノグループ	区民センター体育館、区民 センタープール、区民セン ター庭球場	平成30年4月 ～令和5年3月	スポーツ振興課
烏森住区住民会議*	烏森住区会議室	平成31年4月 ～令和6年3月	北部地区サービ ス事務所
下目黒住区住民会議*	下目黒住区会議室	平成31年4月 ～令和6年3月	東部地区サービ ス事務所
大岡山西住区住民会議 *	大岡山西住区会議室	平成31年4月 ～令和6年3月	西部地区サービ ス事務所
社会福祉法人奉優会	高齢者センター	平成31年4月 ～令和6年3月	高齢福祉課
株式会社日進産業	三田地区駐車場	平成31年4月 ～令和6年3月	都市整備課
公益社団法人目黒区 シルバー人材センタ ー*	駒場公園茶室、和室 駒場野公園デイキャンプ場	平成31年4月 ～令和6年3月	道路公園課

*印の団体は、上記(1)又は(3)に掲げる団体と重複する。

3 監査実施期間

(1) 公認会計士による会計書類調査等

令和4年12月1日(木)から12月16日(金)まで

(2) 監査事務局職員による書類調査等

令和4年12月22日(木)から5年1月16日(月)まで

(3) 監査委員による監査

令和5年1月24日(火)から2月2日(木)まで

4 監査の主な着眼点

財政援助団体等監査は、団体に対する財政援助等に係る事業が目的に沿って適正かつ効率

的・効果的に執行されているか、団体に対する指導監督等の事務が適切に行われているかを基本として、以下の各項目を踏まえて実施した。

(1) 出資・出えん団体と所管課

ア 出資・出えん団体

(ア) 事業は出資又は出えん目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。

(イ) 会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。

イ 所管課

(ア) 出資・出えん団体に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 補助金等交付団体と所管課

ア 補助金等交付団体

(ア) 対象事業は目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。

(イ) 補助金等に係る会計処理は適正に行われているか。

イ 所管課

(ア) 対象事業に関する指導監督は適切に行われているか。

(イ) 補助金等交付の手續及び時期は適切か。

(3) 公の施設の指定管理者と所管課

ア 公の施設の指定管理者

(ア) 公の施設の管理は目的に沿って適切かつ効率的・効果的に行われているか。

(イ) 管理業務等に係る会計処理は適正に行われているか。

イ 所管課

(ア) 公の施設の指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

(イ) 委託金の額の算定、指定手續及び管理に関する協定等は適切か。

5 監査の実施内容

次の方法により監査を実施した。

(1) 公認会計士による会計書類調査等

監査対象団体のうち8団体について、公認会計士による会計書類調査等を行った。

(2) 監査事務局職員による書類調査等

監査資料及び提示資料により関係書類及び帳簿等を調査し、当該団体及び所管課への事実確認を行った。

(3) 監査委員による監査

監査事務局職員による書類調査等及び公認会計士に委託した会計書類調査等の結果を参考にしながら監査資料調査及び説明聴取の方法により監査を実施した。

なお、(1)～(3)の方法別の実施対象団体は、別添「監査実施対象団体一覧」のとおりである。

第2 監査の結果

1 指摘事項

次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。所管課においては、修正等の指導を適切に行われたい。

なお、軽微な事項については、口頭により各団体・指定管理者及び所管課に注意した。

(1) 烏森住区住民会議（北部地区サービス事務所）

ア 事業・行事の執行額のうち補助金充当額を算出する際に、補助金の対象とならない分も含めていたため、補助金の余剰を返還する際に不足が生じた。また、年度を超えた4月11日に預金から「期末清算支払」の引き出しを行っているが、支出の根拠となる領収書等の証拠書類がなかった。「住区住民会議の会計処理について（補助金・指定管理料）」（以下「会計処理マニュアル」という。）に則り、適正な処理に努められたい。北部地区サービス事務所においては、適宜、会計処理の状況を確認し、適切に指導監督を行われたい。

イ 目黒区施設点検基準第7条では、6か月点検を年2回行うこととされているが、法定点検を1回実施したのみで6か月点検を行っていなかった。北部地区サービス事務所においては、適正な施設維持管理に努められたい。

(2) 下目黒住区住民会議（東部地区サービス事務所）

一部の部会の領収書や、預金通帳から払い出した現金について、会計処理マニュアルに基づく処理になっていなかった。会計処理マニュアルを確認し、適正な会計処理に努められたい。東部地区サービス事務所においては、適宜、会計処理の状況を確認し、適切に指導監督を行われたい。

(3) 株式会社ポピンズエデュケア及び株式会社アイ・エス・シー（保育課）

目黒区事案決定手続規程第4条では、1千万円以上の補助金の交付決定は区長が行うことと定められているが、部長や課長により決定されたものがあつた。保育課は同規程に基づく事務処理を徹底されたい。

(4) 株式会社コンベンションリンケージ（産業経済・消費生活課）

ア 基本協定書第16条の規定により、個人情報の保護については別紙4（覚書）を遵守しなければならないところ、基本協定書には別紙4（覚書）が添付されていなかった。産業経済・消費生活課においては、基本協定書による約定事項についての着実な履行及び確認を徹底されたい。

イ 現行の基本協定書第4条に管理物品の規定はあるが、物品管理台帳が添付されていなかった。そこで、指定管理者は物品管理台帳が無い中で、26年度の基本協定締結時に添付され更新されていない台帳を使用していた。また、26年度の物品管理台帳で管理物品とされていた区の備品のうち、実際には見当たらないと当時指定管理者から報告を受けていたものについて、財務情報システムへの反映も行っていなかった。前回も指摘したとおり、物品を貸与する側は、貸与開始前に現物確認を行うとともに、貸与後も点検・確認を行うことが必要である。産業経済・消費生活課においては、貸与物品の点検・

確認を速やかに行って現況を正確に把握した上で、物品管理台帳と財務情報システムの更新を行われたい。

(5) 株式会社オーエンス（スポーツ振興課）

監査に際して、指定管理施設に係る仕訳帳及び総勘定元帳が準備されておらず、貸借対照表や財産目録も作成されていなかった。また、「本部等管理費」（本部と施設での管理費分担等）に係る証ひょうが無かったほか、当該施設の業務に係る入出金について、基本協定書のとおりではなく、一部が本部口座と混在する形となっていた。前回の調査においても同様のことが発生していたため、今後は会計システム（会計ソフト）の導入検討や協定書の条項の見直しを行うなどして、早急に改善を図られたい。スポーツ振興課においては、適宜、会計処理の状況や協定書等の確認を行い、適切に指導監督を行われたい。

(6) 株式会社オーエンス及びミズノグループ（スポーツ振興課）

新たに採用された従事者に関するその都度の報告（業務の基準第8の1（3）イ）や、第三者との業務委託契約書の写しの提出（維持管理業務等共通事項5③）は、区が指定管理者に求めているところであるが、いずれも行われておらず、区もそのことを促していなかった。指定管理者及びスポーツ振興課は、定められた事項の着実な履行及び確認を徹底されたい。

(7) 社会福祉法人奉優会（高齢福祉課）

ア 高齢者センターの指定管理に係る経費等については三つの普通預金口座で管理しており、一つには、本部が管理する全施設共用の決済用、二つには、指定管理料の収納用、三つには、仮払金の受渡用、となっていた。

この三つの口座間で動きが見られるが、本区施設に係る管理的な経費等については本部とのやりとりもあり、また、法人における会計管理の考え方に沿って行われているため、年度末時点での総勘定元帳との相違が発生しているようにも見える。

このような法人全体と本区施設に係る会計上の流れについて、区側の理解が進むような取組が必要である。例えば、口座間での動きについて、分かりやすい預金調整表や調整過程の記録を作成し、区と共有する等、その検討を高齢福祉課と進められたい。

イ 基本協定書別紙2（2）管理物品には、「指定期間中に管理物品の変更が生じた場合、年度協定書において別に定める。」とあるが、3年4月1日に区がリース契約し施設に配置した備品について、3年度の年度協定書第4条に定める管理物品リストに記載していなかった。当該備品については、備品登録も行っていなかった。物品を貸与する側は、貸与開始前に確認を行い、貸与後も点検・確認を行うことが必要である。高齢福祉課においては、貸与物品の点検・確認を行って現況を正確に把握した上で、管理物品リストと財務情報システムの更新を行われたい。

(8) 株式会社日進産業（都市整備課）

ア 監査に際して、指定管理施設に係る精算項目（光熱水費・小修繕費）に関するもの以外の帳簿等の提出がなく、精算項目以外の指定管理料や管理経費の入出金等の収支状況が確認できる固有の口座が設けられていなかった。また、経理規程等が整備されてい

かった。指定管理者は、実態面での運用が適切に行われていることを裏付けるような会計処理上の環境整備に努められたい。都市整備課においては、適宜、会計処理の状況を確認し、適切に指導監督を行われたい。

イ 基本協定書の別紙3「管理業務仕様書」は、物品管理簿を整備することが規定されている。指定管理者は物品管理台帳に記載のある物品について、現物確認と区への報告は行っているが、結果を記録する物品管理簿を整備していなかった。速やかに物品管理簿の整備を行い、適切な管理に努められたい。都市整備課においては、適宜、管理の状況を確認し、適切に指導監督を行われたい。

公益財団法人目黒区芸術文化振興財団、公益財団法人目黒区勤労者サービスセンター、公益社団法人目黒区シルバー人材センター、大岡山西住区住民会議、特定非営利活動法人ハートフル翔の5団体は、指摘すべき事項は見受けられなかった。

2 意見・要望事項

改善について検討を求める事項等が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べる。

(1) 住区住民会議の補助金及び指定管理業務に係る適正な執行について

地区サービス事務所へ提出された補助金に係る執行状況の内訳を示す活動結果報告書の内容に、漏れがあることなどが監査の中で分かり、その修正等が必要となった事例があった。また、帳簿への記載や領収書等の証ひょう書類の保管等で、会計処理マニュアルに沿った事務処理になっていなかった事例が見られた。

住区住民会議には、実績報告書や活動結果報告書を提出する際のチェックの強化及び会計処理マニュアルに沿った事務処理について、改めて指導されたい。該当する地区サービス事務所においては、補助金の実績報告の際に提出される書類の内容を十分に精査し、誤りがあれば速やかに修正を求めるなど、適正な業務執行の徹底に努められたい。

また、住区会議室に係る指定管理業務において、施設利用者のニーズを踏まえ、独自の取組をしていた住区住民会議があった。しかし、基本協定の規定に沿って協議がなされたものの、双方で確認できる形での書面が保管されていない事例があった。「目黒区指定管理者標準協定書」（以下「標準協定書」という。）の第5版（31年2月）では、自主事業に係る規定が設けられ、事業計画書の提出などの手順が明記されている。住区会議室の管理に関する基本協定書では自主事業に係る規定はないが、該当する地区サービス事務所においては、標準協定書を参考にしつつ、住区会議室の状況及び利用者のニーズに着目した指定管理者としての独自の取組が適切に行われるよう、住区住民会議との間で確認できる書面等記録の保管について工夫されたい。

なお、住区住民会議では、経理面での事務処理を担当するスタッフの交代時期にある例が多いとされている。補助金及び指定管理経費を所掌する地区サービス事務所においては、こうした中での引継ぎ等が適切に行われるよう、会計処理マニュアルの充実を図る観点として、分かりやすさの向上についても検討されたい。

(北部地区サービス事務所、東部地区サービス事務所、各地区サービス事務所)

(2) 指定管理業務の実施に係る収支状況の把握等について

第4版までの標準協定書では、指定管理者の指定管理経費の収支状況を区が把握することを目的として、指定管理者における固有の銀行口座の開設や、指定管理業務の会計を他の業務の会計と別に区分する旨を、二つの条項で規定していた。これに沿って、多くの指定管理施設の基本協定書において、同内容の条文が定められていたが、29年度の財政援助団体等監査における結果に関する報告の意見・要望事項として、限られた収支しか管理していなかった状況を踏まえ、管理経費の執行管理及び使用料・利用料等の収入管理が適切かを区として容易に把握することが当該条項の趣旨であるため、そのことを実現できる別の手立ての検討を含め、当該条項の規定のあり方について見直しを行われたい、としたところである。

そこで、特段の理由がある場合、事前に区と協議の上、収支管理表作成など別の方法で収支管理できるようにすれば、口座開設を必須としない旨の規定を標準化する修正が、標準協定書の第5版(31年2月)からなされたところである。

しかしながら、本年度の監査においても、収支管理表作成など別の方法での収支管理が十分に機能していない事例が散見された。多くの自治体の施設に関して指定管理業務を担っている団体においては、本区と同様な趣旨で、別の方策を講じている例もあるとのことである。所管課においては、これらの他の事例を収集しながら、方策の充実に努めていただきたい。そのため、指定管理者と締結する協定書の標準モデル等を取りまとめる所管課においても、団体の特性に応じた方策事例の部局横断的な収集やモデルの提示に努められたい。

加えて、指定管理施設では、基本協定に基づき指定管理者に区の物品(備品)が無償で貸与され、管理等が行われ、現物の実査などがなされる。また、年度協定書においても管理物品が確認されているところである。しかしながら、区側において、必要な貸与物品の点検・確認や台帳更新を行っていないなどの例もあり、結果的に、指定管理者側での良好な管理や業務執行に支障が生じることもある。指定管理施設の所管課においては、協定を締結する際に、標準協定書の解説書の内容を改めて確認して欲しい。

なお、指定管理者の選定や毎年度実施する指定管理者運営評価において、財政援助団体等監査の結果に関する報告の指摘事項及び意見・要望事項で該当する施設や団体のものがあつた場合には、監査の結果を評価に資する情報として取扱うことの可能性について、その標準化の観点も含めて検討を図られたい。

(企画経営課、指定管理施設所管課)

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る対応を経ての今後の取組について

2年に発生した新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。)への対応は、3年度においても、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」及び「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」に基づくもの、また、感染者の増加と減少の時期が繰り返される中で状況に応じたものがあつた。ただし、3年度は、2年度での対応実績やコロナへの

対応方策の経験が一定程度蓄積されたことで、状況変化等を見極めて感染防止策を講じながら、財政援助団体等が、それぞれ工夫をしながら施設の管理や事業の実施などに努めてきた。

例えば、地域コミュニティの分野では、従前から実施されていた子どもが参加する行事を、分散参加や形式変更などにより、密を回避した方法等で行う例が見られた。芸術文化施設、体育施設及び高齢者施設の分野では、オンラインによる事業への参加なども併用されていたものがあつた。勤労者サービス事業の分野では、レジャー等に係るサービス提供元での取扱の変化に合わせて、給付事業メニューの変更等を行っていたものがあつた。高齢者の就業の機会確保等の分野では、コロナを契機にデジタル対応の研修等への参加を会員等へ促す取組も見られた。

一方、コロナにより生じた様々な変化等に戸惑わないための取組として、保育の分野では、感染症予防の対策を子どもに理解しやすく説明すること等に努め、また、障害福祉の分野では、日常活動での変化が利用者にとって過度な負担とならないようにゆったりとした対応を行うこと等に努めていた。

いずれの分野の団体においても、4年度において、さらなる事業展開の充実に努めており、従前の事業の復活だけが意図されているものではないことがうかがえた。3年度での、試行的で代替的な取組の経験を経て、4年度はさらに多様な試みを徐々に積み重ねている過渡期であることがうかがわれた。

コロナへの対応は、今後もさらに変化が想定されるが、3年度、そして4年度に行ってきた取組が今後の事業展開の幅を広げる契機になるよう、所管課においては、新たな取組課題の明確化とさらなる工夫が促進される観点で、関係の団体と意見交換を重ねることに取り組まれない。

(各財政援助団体等担当所管課)

3 まとめ

このたびの財政援助団体等監査では、引き続きコロナの影響がある中で、資料の作成や監査委員聴取等にご協力いただいた団体や所管課には感謝を申し上げたい。

監査結果としては、今回監査した限りにおいて、対象となった財政援助団体等の当該財政的援助などに係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿って行われていることが認められた。所管課の団体に対する指導監督をはじめとする事務執行もおおむね妥当であつた。

財政援助団体等においては、コロナが流行する中で、3年度においても、感染防止策を講じながら、一定程度の事業や業務の規模を戻すとともに、2年度からの対応の蓄積に伴い、代替策も工夫を重ねてきた成果も見られている。所管課では、引き続き、各団体の効果的かつ効率的な事業執行と適正な会計処理等のため、日ごろからの情報交換を積極的に図り、適切に指導監督を行っていただきたい。そして、財政的援助などの目的がより良く達成されるように、団体における状況を適切に把握しながら必要な支援に努めて欲しい。

以 上

監査実施対象団体一覧

(1) 公認会計士による会計書類調査等

団 体 名 等	実 施 日
社会福祉法人 奉優会 高齢者センター【指定管理】	12月1日
株式会社 日進産業 三田地区駐車場【指定管理】	12月5日
公益財団法人 目黒区芸術文化振興財団 美術館【補助金等】【指定管理】	12月6日
公益社団法人 目黒区シルバー人材センター【補助金等】 駒場公園茶室、和室【指定管理】、駒場野公園デイキャンプ場【指定管理】	12月9日
ミズノグループ 区民センター体育館、区民センタープール、区民センター庭球場【指定管理】	12月9日
公益財団法人 目黒区勤労者サービスセンター【出資】【補助金等】	12月13日
株式会社 コンベンションリンケージ 中小企業センター、勤労福祉会館【指定管理】	12月14日
公益財団法人 目黒区芸術文化振興財団【出えん金】 本部【補助金等】、文化ホール【補助金等】【指定管理】	12月15日
株式会社 オーエンス 駒場体育館、駒場プール、駒場庭球場・ゲートボール場【指定管理】	12月16日

(2) 監査事務局職員による書類調査等

団 体 名 等	実 施 日
烏森住区住民会議【補助金等】、住区会議室【指定管理】	12月22日～ 1月16日
下目黒住区住民会議【補助金等】、住区会議室【指定管理】	
大岡山西住区住民会議【補助金等】、住区会議室【指定管理】	
特定非営利活動法人 ハートフル翔【補助金等】	
株式会社 ポピンズエデュケア【補助金等】	
株式会社 アイ・エス・シー【補助金等】	

※ 上記(1)の団体に係る所管課の書類調査も同日程で実施した。

(3) 監査委員による監査(説明聴取)

団 体 名 等	実 施 日
公益財団法人 目黒区芸術文化振興財団	1月24日
株式会社 オーエンス	1月26日
ミズノグループ	1月26日
☆ 下目黒住区住民会議	1月26日
株式会社 ポピンズエデュケア	1月27日
株式会社 アイ・エス・シー	1月27日
株式会社 日進産業	1月27日
☆ 烏森住区住民会議	1月31日
公益社団法人 目黒区シルバー人材センター	2月1日
株式会社 コンベンションリンケージ	2月1日
公益財団法人 目黒区勤労者サービスセンター	2月1日
社会福祉法人 奉優会	2月2日
特定非営利活動法人 ハートフル翔	2月2日
☆ 大岡山西住区住民会議	2月2日

※ ☆印の団体は、現地にて説明聴取を行った。